

# 津野町簡易水道監視システム整備工事仕様書

## 1 業務目的

津野町に設置済みの、簡易水道監視システムが老朽化しているため、新たな装置を設置する。

## 2 工事概要

### (1) 工事名及び工事番号

津野町簡易水道監視システム整備工事

### (2) 工期

契約締結日の翌日から令和6年2月16日（金）まで

## 3 工事内容

### (1) 監視システムの更新

現在設置済みの監視システムの、更新を行う。

又、水位計が、設置されていない3施設については、水位計も今回の工事で設置を行う。

## 4 準拠法令等

本工事は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

## 5 提出書類

(1) 承諾図面は、主要寸法・材質・数量及びその他の必要な事項を記入した外形図・構造図・システム構成図・据え付け図・電気結線図及びその他の必要な図面を必要部数提出すること。

(2) 承認図書に訂正があれば、その部分を明示した訂正承認図面を前記要領で再提出すること。

(3) 工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得、請負者において迅速に処理するものとする。

## 6 保証期間

(1) 機器の保証期間は規定による引き渡し完了後1ヶ年とする。

(2) 保証期間内に明らかに製作者の設計製作・施行の不備に起因する故障あるいは事故が生じた場合は、製作者の責任において直ちに修理又は取替を行うこと。

## 7 検査

(1) 各機器は製作が完了すれば製作工場にて立会検査を行うものとする。

(性能試験及び、各種検査等)

但し、監督職員が認めたものについては立会検査を行わず、製作者の自主検査のみとし、検査記録を後日提出すること。

## 8 監視システム

### 1) 監視

#### (1) データセンター

(a) 監視は携帯端末（メール受信機能付携帯電話）、インターネットに接続可能な環境にあるパソコン、スマートフォンに代表されるスマートデバイスにて施設の状況を監視ならびに通報を行う方式とする。

(2) システムの信頼性

- (a) システムの全機能を24時間自動チェック、異常時は関係者全員にメール通報。
- (b) システム異常時には勤務時間内・時間外に関わらず24時間対応。

2) 伝送方式

監視装置はLTE回線（閉域網）を利用してデータセンターと接続する。

3) 監視機能（メニュー）

(1) 状態表示

対象施設設備をグラフィック表示する。また、アナログ瞬時値・積算値・運転／停止、故障の発生を表示する。

(2) 計測値表示

計測値をバーグラフにて表示を行う。

(3) 運行履歴

閲覧したい日付を設定し、危機の運転／停止をリスト表示する。

(4) 警報履歴

閲覧したい日付を設定し、警報内容とともに発生日時・復旧日時をリスト表示する。  
現在発生中の警報は赤色表示する。

(5) 日報

運転時間・稼働率・総運転時間・積算値・計測値を表示または、PDF形式でダウンロードが可能。計測値については、計測値データを1時間ごとの数値を表示し、PDF形式でダウンロードが可能。

(6) 月報

日毎の積算値、運転機器の運転時間を表示。また、PDF形式でダウンロードが可能。

(7) 年報

月毎の積算値、運転機器の総運転時間を表示。また、PDF形式でダウンロードが可能。

(8) トレンドグラフ

計測値・運転機器等のデータを時系列に表示する。  
表示形式は指定日より1～7日間の表示スパンとする。

(9) 比較トレンド

指定した日付を選択し同画面にて表示する。最大日数は5日間以上とする。

(10) メンテナンス記録

メンテナンス記録を日付・文字や写真にて登録可能。

(11) メール通報設定

警報発生時に予め指定した関係者へ一斉に警報内容をメール通報する。

警報復旧時に予め指定した関係者へ一斉に復旧内容をメール通報する。

メールに記載された受信確認操作をなされない場合は再送信できることとし、再送指定回数を超え尚且つ受信確認操作をなされない場合は、指定電話番号へ音声メッセージにてメールが確認されていない旨を通報する。

また、指定した警報について指定した期間停止することが可能とする。

(12) 警報重み設定

各警報について通知時刻の設定が可能なこと。

(13) 区域表示設定

地図上に、簡易水道の配水区域や地区など任意の区域を地図上に設定して表示可能なこと。

## 9 その他

- (1) 工事内容について疑義が生じた場合は、担当者と協議を行い、工事の円滑な進捗を期さなければならない。
- (2) 受注者は、本工事で知り得た事項並びに関係資料を、当該工事にかかわるもの以外に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は工事が完了したときは成果物を遅滞なく提出して、津野町の検査を受けなければならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、町と受注者が協議して定めるものとする。